



2018年8月24日

先進医療保険金の医療機関直接払制度の導入について

～9月1日より18医療機関で実施へ～

共栄火災海上保険株式会社(本社:東京都港区新橋1-18-6、社長:助川龍二/以降、共栄火災)は、2018年9月1日より、先進医療の中でも高額な重粒子線治療および陽子線治療にかかる技術料をお客さまに代わり、当社から医療機関へ直接支払う「先進医療保険金の医療機関直接払制度」を導入することになりましたのでお知らせします。

重粒子線治療および陽子線治療は、いずれも治療費が300万円(*)を超える高額な先進医療です。先進医療にかかる技術料はいずれも全額自己負担となり、治療法によってはお客さまの経済的負担が大きくなります。

そのため、当社では2012年6月から医療保険・がん保険で、医療機関に支払われた先進医療の技術料をお客さまにお支払いする先進医療保障を提供してまいりました。

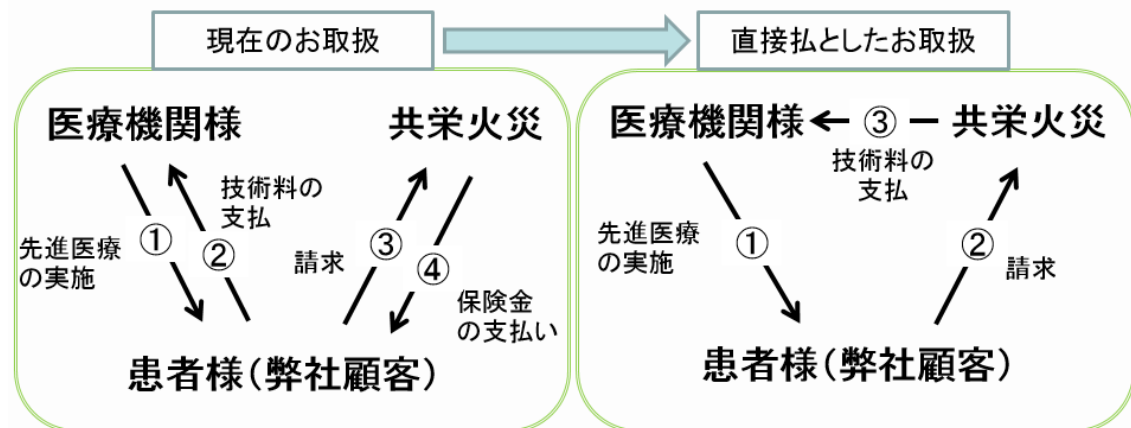
しかし、これまでのお支払方法では高額な技術料を一時的にせよ、お客さまにご負担いただかねばならず、お客さまからは保険金を支払っていただく前に、保険会社から直接、医療機関に支払って欲しいとの要望が数多く寄せられておりました。

今回、共栄火災では、医療保険(1年契約用)・がん保険(1年契約用)の先進医療を保障する特約に加入されており、一定の条件を満たす契約が対象のお客さまからの請求に基づき、医療機関に先進医療の技術料を直接支払う「先進医療保険金の医療機関直接払制度」を導入します。

(*)平成29年6月「第357回中央社会保険医療協議会総会資料(先進医療会議からの報告/総-1)

平成30年5月「第396回中央社会保険医療協議会総会資料(先進医療会議の検討結果報告について/総-2-2)に基づく。

【医療機関直接支払い制度の概要】



今までは、先進医療の技術料をお客さまから医療機関に支払っていただき、その後共栄火災にご請求いただいております。

直接払制度の対象になる場合は、共栄火災から直接医療機関に先進医療保険金をお支払いします。

◆医療機関直接払制度の対象となる費用について

先進医療保険金の医療機関直接払制度の対象となる費用は、先進医療と認定された重粒子線・陽子線治療の技術料となります。

それ以外の費用、例えば入院代や差額ベッド代、文書料などは対象となりません。

◆医療機関直接払制度の対象となる契約について

医療保険(1年契約用)・がん保険(1年契約用)の先進医療を保障する特約に加入されており、一定の条件を満たす契約が対象となります。

◆対象となる医療機関

2018年8月1日時点

名称	所在地		名称	所在地	
北海道大学病院陽子線治療センター	北海道札幌市	陽	福井県立病院陽子線がん治療センター	福井県福井市	陽
札幌禎心会病院陽子線治療センター	北海道札幌市	陽	静岡県立静岡がんセンター	静岡県駿東郡	陽
南東北がん陽子線治療センター	福島県郡山市	陽	名古屋陽子線治療センター	愛知県名古屋市	陽
筑波大学附属病院	茨城県つくば市	陽	大阪陽子線クリニック	大阪府大阪市	陽
群馬大学医学部附属病院	群馬県前橋市	重	兵庫県立粒子線医療センター	兵庫県たつの市	重・陽
国立がん研究センター一東病院	千葉県柏市	陽	兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター	兵庫県神戸市	陽
放射線医学総合研究所病院	千葉県千葉市	重	津山中央病院がん陽子線治療センター	岡山県津山市	陽
神奈川県立がんセンター	神奈川県横浜市	重	九州国際重粒子線がん治療センター	佐賀県鳥栖市	重
相澤病院陽子線治療センター	長野県松本市	陽	メディポリス国際陽子線治療センター	鹿児島県指宿市	陽

※「陽」と記載されているのは「陽子線治療」、「重」と記載されているのは「重粒子線治療」のことをいいます。

以上